

## 令和元年度教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和元年8月22日（木）  
開会：午前9時 閉会：午前10時00分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
  - 議案第42号 大津市立公民館の廃止について
  - 議案第43号 大津市コミュニティセンター条例の制定に関する意見の申出について
  - 議案第44号 大津市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
  - 議案第45号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
  - 議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する意見の申出について
  - 議案第47号 大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
  - 議案第48号 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
  - 議案第49号 令和元年度大津市一般会計教育費9月補正予算（第1次）に関する意見の申出について
  - 議案第50号 学校給食運営費負担調整基金条例の制定に関する意見の申出について
  - 議案第51号 令和元年度大津市一般会計教育費9月補正予算（第2次）に関する意見の申出について
  - 議案第52号 令和元年度大津市学校給食事業特別会計9月補正予算（第2次）に関する意見の申出について
  - 議案第53号 大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員  
日渡教育長、前田委員、壽委員、八田委員、桶谷委員
- 5 事務局出席者  
丹羽教育次長、橋詰政策調整監、中野教育監、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、西本同課主任、太田児童生徒支援課長、井上学校給食課長、押栗生涯学習課長、金森同課長補佐、山口文化財保護課長、中川北部地域文化センター所長、松下図書館長、南井同副参事、高野市民部次長、奥川市民センター改革推進室主任、他谷幼児政策課長、水上同課指導監、服部保育幼稚園課長、森同課長補佐
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第42号から議案第52号までについて、非公開とすることを可決

○議案第42号 大津市立公民館の廃止について

○議案第43号 大津市コミュニティセンター条例の制定に関する意見の申出について

【説明】

○押栗生涯学習課長 本議案は、令和2年3月31日を以って大津公民館を除く公民館を廃止し、翌4月1日からコミュニティセンターを設置する条例を新たに制定するものである。なお、この廃止については、大津市コミュニティセンター条例が市議会において可決されることを条件とする。

まず、公民館が移行するコミュニティセンターについて、市民センター改革推進室からこれまでの検討経過や設置主旨、条例の概要について説明し、その後公民館条例の改正内容について説明する。

○高野市民部次長 議案第43号大津市コミュニティセンター条例の制定に関する意見の申出について、本市では、平成26年度から市民センター機能等のあり方について検討を始め、平成29年度には、それまでの検討結果や市民意識調査等の結果を踏まえ、市民センター機能等の在り方検討素案をとりまとめた。その中で、公民館機能については、検討方針として、地域の生涯学習の場、市民の集う場として、集約せずに存続すること、公民館機能の存続にあたっては、社会教育に限定せず、地域がより自由かつ主体的に管理・運営できるよう、コミュニティセンター化を検討することを掲げた。

その後、市民意見交換会や学区意見交換会などでの意見や市議会、市自治連合での議論、協議を踏まえ、平成30年度に、市民センター機能等のあり方実施案をとりまとめた。実施案においても、素案での検討方針に基づき、身近なまちづくり活動の拠点として、公民館のコミュニティセンター化と地域による自主運営を進めていくこととしている。

今回、実施案の考え方に基づき、令和2年度からの公民館のコミュニティセンター化に向け、9月市議会に大津市コミュニティセンター条例を上程するものである。

条例の主な内容については、第1条において設置目的を定めている。これまでの生涯学習の拠点に加えて、地域の多様な主体が協働してまちづくりを行う活動拠点として、コミュニティセンターを設置したいと考えている。

次に、第3条では、コミュニティセンターの事業内容を定めている。地域の主体的なまちづくり活動の推進や地域の主体的な学びの推進など、地域の多様な主体による協働のまちづくりの推進のための事業を行っていく。特に、これまでの生涯学習の取り組みについては、第2号の地域の主体的な学びの推進に関することの中で引続き行っていく。

次に、第5条第3項では、使用の許可の制限を定めている。コミュニティセンターは地方自治法上の公の施設であることから、その制限については、第1号から第3号に掲げた、施設の管理上支障が生じる場合に限定する。

次に、第7条第2項では、指定管理者制度に移行した後の利用料金について、条例に掲げる額を上限として、指定管理者が定めることを規定している。なお、上限額については現在の公民館の使用料と同水準としている。

次に、第8条では、コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせることができることを定めている。地域の自主的・主体的な運営に向け、将来的には全てのコミュニティセンターで指定管理者制度による運営へと移行していきたいと考えている。

なお、コミュニティセンターの設置については、公民館の廃止を伴うものであることから、コミュニティセンター条例の附則において、大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を定めているものである。

○押栗生涯学習課長 続いて大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであるが、公民館は現在、小松学区を除く1校区に1館に加え、特定の地域を持たない市全域を対象とした大津公民館の計36館と、小野学区には公民館のほかに1分館がある。今回は、学区に存在する公民館を、分館を含めてコミュニティセンターへ移行することとしており、公民館として残るのは大津公民館のみとなる。

これらを踏まえ、条例の名称は、単独施設となることから「大津市大津公民館条例」とし、条文の整理を行うものである。なお、公民館運営審議会は社会教育法の規定に基づき、「公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」ために設置することができると規定されているが、指定管理者制度の適用を受け、民間事業者が仕様書に基づき運営していることから、努力義務である公民館運営審議会については設置しないこととし、改正条例でこの項目は削除した。

また、貸室の利用料については、朝・昼・夜の3区分を基本とし、時間貸しできることとしていたが、基本を時間貸し料金に改めた。時間当たりの料金はほぼ変わらない。

### 【質 疑】

○桶谷委員 大津公民館が全国で初めてできた公民館である中で、このように公民館が廃止されることは一抹の寂しさを感じるが、時代の流れもあると理解する。公民館の中で大きな役割を果たしている生涯学習専門員の今後の役割等については、本条例においては規定しないのか。

○押栗生涯学習課長 生涯学習専門員のことについては、人の雇用に関わることで、本条例に規定するものではない。但し、これまでの市民説明会での意見や人権関係の団体からの意見や審議を踏まえ、当初の実施案では同専門員は廃止するとしていたが、現在では、これを当分の間残す方針とし、自治連合会からの要求に対しても、継続して配置するという回答を行っている。

○桶谷委員 生涯学習に関しては、市民の自主的な学びであるとともに、市民が獲得して欲しい力については、生涯学習課や同専門員を中心に提供してきたが、今後は提供するのが難しくなるのではないかと考える。社会に寄与できる人間の育成という目標に向けて、今後どうしていくのか見解を伺いたい。

○日渡教育長 大津市の社会教育や生涯学習の在り方については、根幹に関わる話であり、事務局というよりは教育委員会でしっかりと議論していくべきではないかと思う。大津市の状況や社会情勢の変化も踏まえて、教育委員会でまずはどうしていくべきか議論したい。

○押栗生涯学習課長 本日も臨時会の後に協議時間を取っており、そこでまず議論いただければと思う。

○日渡教育長 附則において大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を行っているが、条例の名称を変更することについても一部改正となるという理解で良いか。

○押栗生涯学習課長 総務課と協議の結果、本件コミュニティセンターの設置と公民館の廃止は一体のものであるので、一つの条例の中で対応する形として附則にて改正することとなったものであり、全部改正ではなく一部改正ということで整理されたものである。

**【採 決】** 可決（議案第42号については、大津市コミュニティセンター条例が市議会の議決を経て成立することが条件）

○議案第44号 大津市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

### 【説 明】

○松下図書館長 現在の大津市立図書館条例においては、大津市立図書館いわゆる本館及び和邇図書館、北図書館の3館の設置について規定しているが、先ほど説明のあった南郷公民館のコミュニティセンター化に伴い、同公民館内にある図書室を大津市立図書館南郷分館として、新たに大津市立図書館条例に加えるものである。

現在の南郷公民館図書室は、本館をはじめとした3館と同様の形態で図書の貸出や返却、予約の受付などの運営を行っており、蔵書冊数約2万3千冊、年間約6万冊の図書を貸し出して

いる状況であり、組織体制は変更となるが、現運用を継続していくものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第45号 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○他谷幼児政策課長 規模適正化に伴う幼稚園の再編に関する事項であり、3年保育の実施後4歳児の園児数が適正規模である20人を3年続けて下回る場合には、近隣の幼稚園と再編するという基準に基づき、それを下回った大津市立仰木幼稚園および雄琴幼稚園の廃止に伴い、別表から同幼稚園を削る改正を行うものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する意見の申出について

【説 明】

○青山教育総務課長 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、現在の臨時及び嘱託職員の任用について一定の整理がなされると共に、会計年度職員の制度が創設されることに伴い、関連条例が市議会9月通常会議に上程されるものである。

現在本市においては、正規職員以外は、議員及び特別職の非常勤職員、嘱託職員、臨時的任用職員と区分され、区分ごとに条例が制定されているが、今回の法改正に伴って、これらの職員の任用を整理する。具体的には、議員及び特別職の非常勤職員については、「大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の制定により、現在の条例から議員を別の条例に分離して定めるものであり、教育委員会では、教育委員やアドバイザーなどが対象となる。また、臨時的任用職員の限定整理や会計年度任用職員の制度創設を踏まえ、「大津市教育公務員の給与に関する条例」の一部改正を行い、本条例に臨時的任用職員を含め、会計年度任用職員を対象外とし、臨時的任用職員については昇給の項目を適用除外とする。また、「大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の制定により、職の整理に伴って新たに任期付職員に関する特例を定めることとし、教育委員会では、幼小中のフルタイムの講師がここに位置づけられる。更に、「大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定により、新たに創設される会計年度任用職員に係る条例を制定するもので、教育委員会では、パートタイム講師のほか、現在の臨時及び嘱託職員の大半が対象となる。

これら条例の施行日については、法改正の時期に合わせ、令和2年4月1日を予定している。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第47号 大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説 明】

○井上学校給食課長 東部学校給食共同調理場は、今年度1月より開始予定の中学校給食実施に対応するため、その機能は現在整備中の新たな施設に移ることとなる。これに伴い、同調理場の位置について定める条例において、位置の変更を行うものである。

**【質 疑】**

○日渡教育長 施行日はいつか。

○井上学校給食課長 施設の整備状況を踏まえ、別途教育委員会規則で定める日としている。

**【採 決】** 可決

○議案第48号 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

**【説 明】**

○他谷幼児政策課長 幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・子育て支援法に定められた給付の種類が増えたことにより、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められたことによる文言整理を行うものである。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

○議案第49号 令和元年度大津市一般会計教育費9月補正予算（第1次）に関する意見の申出について

**【説 明】**

○中野教育監 市議会9月通常会議に上程予定の教育費補正予算について、ポイントに記載のとおり、幼児教育・保育の無償化に関するもの、保育活動中の死亡事故を踏まえた安全対策、及び和邇公民館の移転関連費用等を補正するものである。

このたびの補正予算総額は2億8、624万9千円、これにより補正後の教育費予算総額は、139億1、238万1千円となる。

通番46、「学校安全管理事業費」は、5月に生じた県道交差点での交通死亡事故と、これまでの通学路の危険箇所に係る合同点検の結果を踏まえ、安全対策に要する物品として、運転者に対する注意喚起の看板、道路を横断する児童に停止と確認を促す路面のストップマークシール、信号のない横断歩道に用いる横断旗をそれぞれ購入する経費を補正するものである。

通番47、「小学校校舎等改修事業費」は、伊香立小学校他のアスベスト調査及び外壁改修工事、並びに伊香立小学校エレベーター予防保全に係る経費を補正するものである。

通番48、「中学校校舎等改修事業費」は、打出中学校他のアスベスト調査及び外壁改修工事に係る経費を補正するものである。なお、これらの対する歳入については、国庫補助金として学校施設環境改善交付金を、市債として義務教育施設整備事業債等を活用する。

通番54、「和邇文化センター管理運営事業費」は、和邇公民館の移転に伴う、和邇文化センターの施設改修に係る調査費用等の補正である。

通番55、「北部地域文化センター運営事業費」は、老朽化した設備の更新に伴う費用の補正である。

通番56、「公民館施設整備事業費」は、和邇公民館の移転に伴い、現・和邇公民館の境界確定業務委託費用、和邇文化センター内への移転に係る設計費用を補正するものである。

通番57、「図書館運営維持管理事業費」は、施設老朽化に伴う維持管理に必要な修繕経費の補正である。

通番58、「文化財保存修理等補助事業費」は、5件の補助事業が、今年度の国庫補助事業として新規に採択されたことに伴う補正である。

通番５９、「市内史跡等整備事業費」は、史跡である穴太廃寺跡の土地公有化について、境界確定に伴い登記簿上の面積より実測面積が増加したことに伴う補正である。

通番６０、「埋蔵文化財発掘調査受託事業費」は、坂本城跡や滋賀里遺跡などの宅地造成工事等に伴う文化財発掘調査受託事業が増加することに伴う補正である。なお、これらの対する歳入として、国庫補助金として史跡等購入費補助金を、また発掘受託費用に見合う雑入を計上する。

通番６１、小学校校舎等改修事業費は、従来、長期継続契約として扱っていた瀬田小学校及び瀬田北小学校の一部校舎建物について、賃貸借期間満了後に無償譲渡を受けることから、債務負担行為の設定を行うものである。

通番６２、「共同調理場施設設備改修事業費」は、現・東部学校給食共同調理場の解体の設計業務委託に係る経費を、債務負担行為として来年度に計上するものである。

○服部保育幼稚園課長 通番４、一般財源充当額の減額は、幼児教育・保育の無償化に伴い、公立保育園保育料を減額するものである。

通番５０、幼稚園就園奨励費補助事業費は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設としての確認を受けていない幼稚園、いわゆる新制度未移行園における保育料の補助事業であるが、幼児教育・保育の無償化に伴い、９月で補助事業が終了となるため、１０月分以降を減額するものである。

通番５１、施設型給付等支給事業費（教育）は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設としての確認を受けている幼稚園及び認定こども園への補助金であり、４月から認定こども園の数が増えたこと、及び幼児教育・保育の無償化に伴う増額である。

通番５２、施設等利用費等支給事業費（教育）は、幼児教育・保育の無償化に伴い新制度未移行園に通園する子どもに対する給付であり、月額２５，７００円を限度に支給するものである。なお、預かり保育料の分については、民生費で計上している。

○他谷幼児政策課長 通番４９、職員給与の幼稚園管理分については、職員給与に充てていた、県からの多子世帯等子育て運営事業費補助金について、県からの補助金額が確定したことに伴い補正するものである。

通番５３、幼稚園子育て支援事業費は、幼稚園の一時預かり事業のうち、新２号認定の分、いわゆる就労等によって一時預かりを利用される預かり保育料が無償化となるため、予算から削減するものである。

## 【質 疑】

○桶谷委員 通番６１について改めて詳細を説明願いたい。

○青山教育総務課長 瀬田小学校については職員用トイレ、瀬田北小学校については児童増加に伴い校舎の増築を昨年度それぞれ行ったものであり、予算の平準化のため、瀬田小については５年、瀬田北小については７年のリース契約により設置し、リース契約満了後、財産が市に移転されるものであるため、リース契約満了までの分を債務負担行為として設定するものである。

○前田委員 安全対策について、横断旗や看板の設置費が計上されているが、その設置基準について教えてほしい。

○太田児童生徒支援課長 通学路の危険箇所に係る合同点検の結果を踏まえ、危険箇所であって注意喚起が必要であると思われる箇所について、横断旗については２９箇所、看板については１５枚分の設置を行うものである。

○壽委員 幼児教育・保育の無償化に伴う補正が計上されているが、全体像を教えてほしい。

○服部保育幼稚園課長 制度の前提として、教育に係る部分については３歳から５歳にかかる幼稚園等に通う子どもの保育料について、所得にかかわらず無償化されるものである。通番４は公立幼稚園の保育料が無償となるため、１０月以降の歳入を減額するものである。また、いわゆる公の給付が無かった私立幼稚園の一部に係る保育料についても、今回の無償化の対象となったため、補助事業として行っていたものを、給付に切り替えるもので、これが通番５０、５２である。通番５１は、従来から給付を行っていた特定教育・保育施設について、保育料を差し引いて給付していたものが、保育料無償化に伴い保育料を差し引くことなく給付するた

め、増額するものである。

**【採 決】** 可決

- 議案第50号 学校給食運営費負担調整基金条例の制定に関する意見の申出について
- 議案第51号 令和元年度大津市一般会計教育費9月補正予算（第2次）に関する意見の申出について
- 議案第52号 令和元年度大津市学校給食事業特別会計9月補正予算（第2次）に関する意見の申出について

**【説 明】**

○井上学校給食課長 本件は、学校給食運営費負担調整基金条例の制定と、これに係り市議会9月通常会議に教育費の補正予算を上程するものである。

先ず、議案第50号は、令和2年1月に予定している中学校給食の全市実施に伴い、学校給食事業特別会計における学校給食管理運営費等の事業費が増加することが見込まれることから、運営基盤強化に向け地方自治法241条第1項の規定に基づき、学校給食運営費負担調整基金を設置するものである。基金として積み立てる額は、学校給食事業特別会計歳入歳出予算で定める額としているが、9月補正予算において、ガス事業会計からの納付金の一部を原資とする60億円を計上し、一般会計から学校給食事業特別会計へ繰り入れ、基金へ積み立てる。また、基金は、大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業の事業期間15年間に合わせて、一般会計からの繰出金に当該基金の一定額を充当するために処分することを予定している。

これにより、令和元年度大津市一般会計教育費9月補正予算（第2次）では、通番3にあるように、基金造成に伴う一般会計から学校給食事業特別会計への繰出金60億円を計上し、令和元年度大津市学校給食事業特別会計9月補正予算（第2次）では、一般会計繰入金を原資として基金を造成するものである。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

- 議案第53号 大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について

**【説 明】**

○他谷幼児政策課長 幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・子育て支援法に定められた給付の種類が増えたことにより、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められたことによる文言整理を行うもので、令和2年4月から全幼稚園で3年保育を実施することに伴い、一部の園につき入園年齢を4歳児に限定していた条文を削るものである。

第3条1項の修正は前者、同条2項の修正は後者によるものである。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言